

人のうごき

(42. 1月末現在)

人口 118,157

世帯 30,577

前月に比べ

536人 161世帯の増

# 広報 かしわ

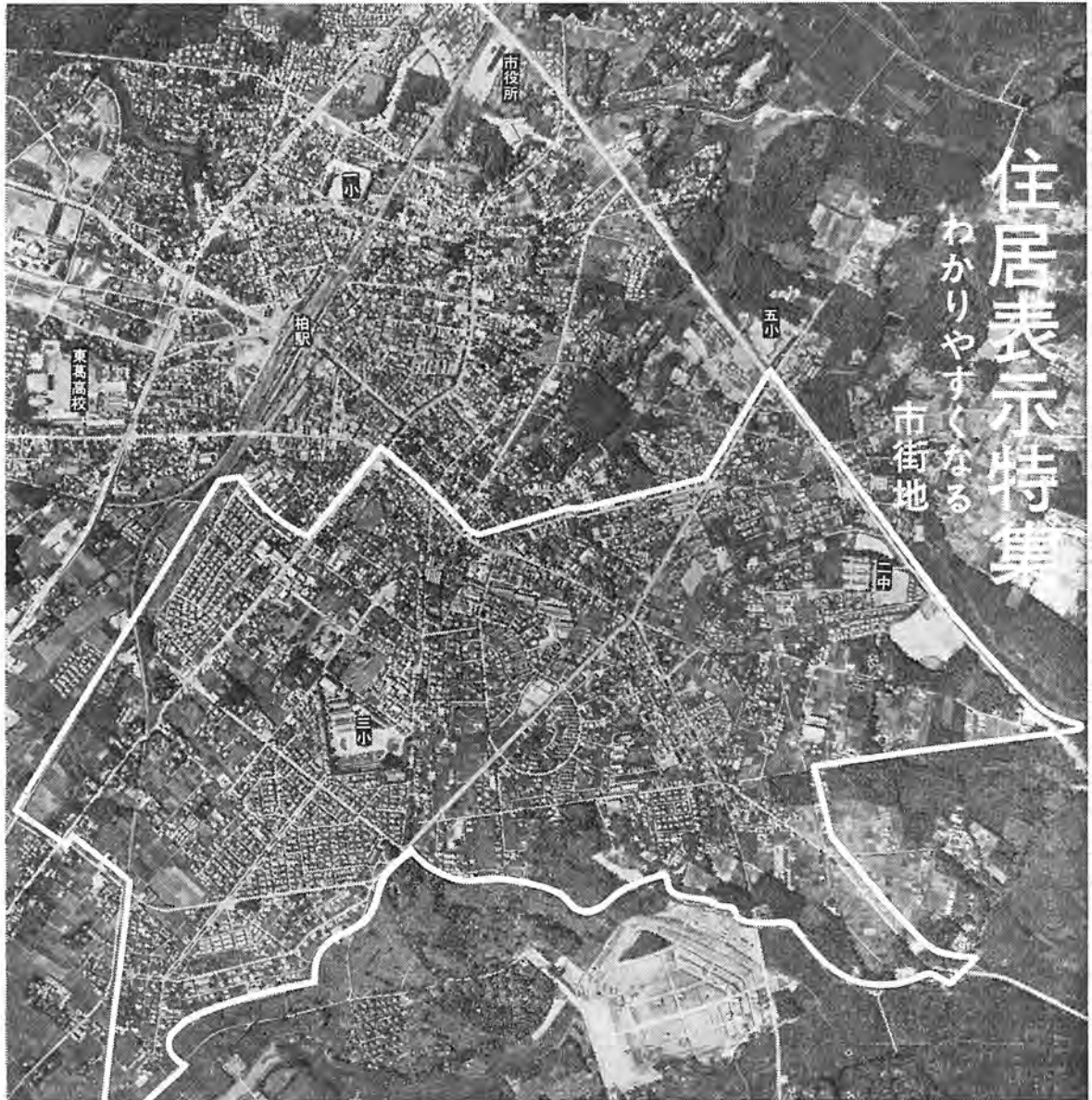
発行所

柏市役所

柏市柏206番地

電話柏(07)1111 代表

編集 秘書課広報係



才一年度の住居表示整備地域 (枠内)

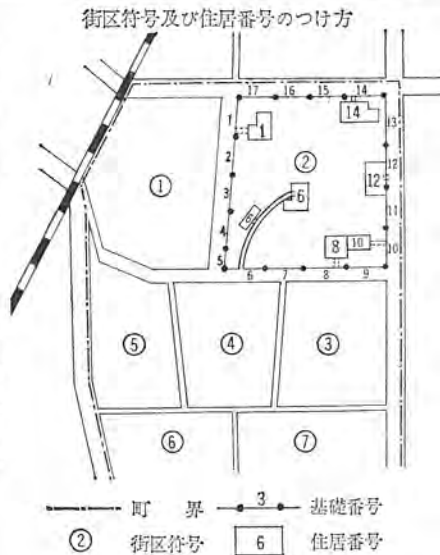


新しい住居の表わしかた

今までの、所・番地は、「柏市 柏三百六番地」というように、大字と番地で表わしていましたが、これによって新しい表わしかたは「町名」と「街区符号」「住居番号」により表示されます。

この方法は、町の区域内をいくつかの「街区」に区切り、街区に

つけた番号(街区符号)と、街区の中の住居、その他の建物に一定の基準によってつけた番号(住居番号)で表わすものです。このきめ方は、別図のようにして定め、また、表示は次のようになります。



新住居表示番号

各世帯に通知

あなたの新しい住居番号(○番号)は「住居番号決定通知書」により、三月中旬までにご通知します。

これによって、四月一日から住居の表示をすることになりますので、おまちがいのないようご注意ください。

街区表示板の取付け

町区域の街区がはっきりとわかるようにするため、各街区の角付近に、その街区の属する町名(丁目)と、その街区の符号を記入した「街区表示板」を三月中旬に取付けます。

この表示板は、街角にある建物にも取付けることがありますのでその節はご協力くださるようお願いいたします。

○ 一般住宅の場合 (例)

柏市 若葉町 6番 15号  
(新町名) (街区符号) (住居番号)

○ 団地などで棟番号がつけられている場合 (例)

柏市 中央2丁目 3番 4—107号  
(新町名) (街区符号) (棟番号) (各戸の番号) (住居番号)

○ 中高層建物で棟番号がついていない場合 (例)

柏市 ひばりが丘 12番 8—306号  
(新町名) (街区符号) (基礎番号) (各戸の番号) (住居番号)

(各戸の番号は、100台は階数を、その他は部屋番号を表わします。306号は、3階の6号ということです。又中高層建物で棟番号が順序よくついている場合は、団地の場合と同じです。)



街角に「街区表示板」

住居表示板の取付け

郵便、電報などの配達をほしめ来訪者などの利便を考え、各戸の入口や門などの見やすい場所に、「町名表示板」と「住居番号表示板」を取付けます。

この表示板は、三月上旬頃に市

の職員がお伺いして取付けますが留守の時などは、ご近所におことわりして取付けさせていたたく場合もあるかと思っておりますので、あらかじめご了承願います。



各戸に「住居番号表示板」

新旧対照案内

新しい住居表示のための混乱をさけ、早く皆さんになれていただくため、市では、新旧の住居表示対照案内図と対照表を作成します。案内図は実施区域の新しい住居番号と旧住所を対照図示したもので、実施区域内の全世帯に配布します。また、対照表は、各世帯及び事業所等の新しい住所と旧住所の関係を示したもので、これは関係各官公署に配布するほか、ご希望のかたには有料(七百円位)でおわけします。

この対照表の内容は、次のようなものです。

(例)

新住所		事業所等の名称及び世帯主名		旧住所	
町名	番号	事業所等の名称	世帯主名	大字	番地
若葉町	2 3	柏屋商店	柏野太郎	豊四季	672

実施は四月一日から

皆さんが新しい住居の表わし方を用いるのは、「昭和四十二年四月一日」以降からになりますので、おまちがいのないようお願いいたします。

### 新住居表示使用の義務

新しく住居表示が実施される区域内に住む人はもちろん、他の人々もこの区域に関係する住居を表わす場合は、新しい町名、街区符号、住居番号を使わなければなりません。

また、国、県、市の公簿などについても、新しい住居表示で行なうよう義務づけられています。

## 住居表示実施後の

## 変更手続きは

住居表示の実施にともない、住所変更の届出を必要とするものがあります。

この中には、市役所で書きかえるものもありますが、直接皆さん

### 住民登録簿など

市役所で書きかえ

次の公簿類は、市役所で書きかえます。

住民登録簿、印鑑簿、配給台帳、選挙人名簿、国民年金手帳、税務

### 住所変更証明書

無料で交付

地域内の皆さんが、それぞれの法律により、直接住所変更の手続きを必要とするものがありますが、この場合、手続きに必要な「住所変更証明書」を、市役所内総務部

月一日」以降からになりますので、おまちがいのないようお願いいたします。

### 住居変更通知には 無料ハガキを

住居表示実施区域内各世帯には、親せき、知人、取引先などに連絡する「住居変更通知用」の無料ハガキを、二十枚程度配布しますのをご利用ください。

事業所などを特になくさんの住居表示を書きかえなければならぬ主なものは、次のとおりです。

- ▼土地家屋登記簿の名義人の住所変更
- ▼商業登記、法人登記事項の更正
- ▼商業登記簿(会社の本店及び役員住所)、法人登記簿(宗教法人、学校法人などの住所表示にきりかえなければなりません)
- ▼食品衛生及び環境衛生関係法にともなう各種営業の住所変更
- ▼各種飲食店、喫茶店、菓子製造

これについては、変更証明書を持参のうえ、法務局出張所に申請してください。

なお、申請に必要な書類の記載例は市役所でさしあげます。

▼商業登記簿(会社の本店及び役員住所)、法人登記簿(宗教法人、学校法人などの住所表示にきりかえなければなりません)

▼食品衛生及び環境衛生関係法にともなう各種営業の住所変更

▼各種飲食店、喫茶店、菓子製造

その他の届出や手続き

住所変更証明書を必要とする手続きのほか、次のような場合にも新しい住居表示による届け出など、手続きをする必要があります。

- ①外国人登録について。

住所変更通知を必要とする場合は、郵便局へ申請し許可されれば、四百枚位無料で通知できます。この場合、ハガキの印刷は各人の負担になります。

役所へ持参のうえ、保健年金課で住所の訂正をしてください。

③米穀通帳について。

米穀通帳は、各配給所において住所変更をいたします。

④家屋または工作物の新築、改築について。

この場合届け出を必要としますが、新制度による住居番号は、建物の出入口が、道路のどの位置にあるかによって異なります。したがって、新築されたか、または改築によって今までと違った所へ出入口を設けた場合は、必ず住居表示事務所に申し出てください。

係では調査のうえ正しい住居番号をお知らせします。

⑤本籍及び出生、死亡の届け出。

本籍の表示は、変更された字名を新町名にかえるだけで地番はそのままです。

住居表示 についての おたづねは

四月一日から実施される住居表示の、区域や表示方式、必要な手続きなどについてご説明しましたが、この新しい制度に一日も早くなじんでくださるようお願いいたします。

のまま使用します。

また、出生、死亡届に記載する事例発生の場所の表示方法は、住居表示制度によって○番○号として届けだされてもさしつかえありません。

- 例 (旧) 柏市豊四季六七五番地 (新) 柏市若葉町六七五番地
- ⑥不動産の表示について。
- 不動産(土地、家屋)については、本籍の表示と同じように、字名を新町名にかえ、地番はそのまますべ使用します。
- ⑦勤務先にも届出を。
- 会社、工場、官庁などにお勤めの方は、必ず勤務先に住所が住居表示により変更になったことを届け出てください。
- なお、名刺なども新しい住居表示を用いることとなります。

### 固定資産課税台帳の従覧

昭和四十七年度固定資産課税台帳の従覧を次のように行ないます。

◎期間 昭和四十一年三月一日から三月二十日まで

◎場所 柏市役所総務部固定資産課税課

この他に、不明な点でお尋ねになりたいところがありましたら、市役所総務部住居表示事務所(電話六七一一一・内線三三四番)へお問い合わせください。